

会津坂下町議会議員一般選挙

告示日

3月17日 (火)

投票日

3月22日 (日)

投票時間

午前7時～午後7時

投票日当日に投票に行けない方は、期日前投票ができます。
棄権しないで投票しましょう！



期 日 前 投 票 所	
場 所	会津坂下町役場 東分庁舎
期 間	3月18日 (水) ～21日 (土)
時 間	午前8時30分～午後8時

- ◇投票できる人 次の要件に当てはまり、会津坂下町の選挙人名簿に登録されている方です。
- ・日本国民で、満18歳以上の方（平成14年3月23日までに生まれた方）
 - ・令和元年12月16日までに会津坂下町に転入届を提出し、引き続き会津坂下町の住民基本台帳に登録されている方

入場券が変わります



- ・1枚のハガキで4人分になりました。最大6名だった入場券が4名になりました。世帯で選挙人が5名以上いる場合は2通ハガキが届きます。ご注意ください。

会津坂下町議会議員一般選挙 投票所入場券

投票日時 令和2年3月22日(日) 午前7時から午後7時まで

住所 到着番号

氏名 性別

投票区 投票所 名簿番号

生年月日

名簿用紙

期日前投票宣誓書 ※当日投票される方は記入不要です。
投票日は下記理由に該当する見込みです。 令和2年3月 日

住所 上記住所と同じ

氏名 生年 明・大 年 月 日
月日 昭・平

理由 (番号に○)

1 仕事・学業・冠婚葬祭	2 旅行などの外出・滞在
3 病気・けが・出産など	5 他市区町村に住所移転
6 天災又は悪天候	

- ・期日前投票宣誓書が「表面」になりました。入場券の裏面に印刷してあった宣誓書を入場券の下(表面)にしました。記入方法・内容は今までと変わりません。

- ・ハガキをめくるのは1回だけです。届いたハガキを1回めくれば4人分の入場券と期日前投票宣誓書が記載されています。入場券をめくって名前を確認してから投票所へお持ちください。

第1回「地域づくり懇談会」を開催しました

1月20日～23日、中央公民館・地区コミュニティセンターにおいて、第1回「地域づくり懇談会」を開催しました。内容は「第六次会津坂下町振興計画」および「公共施設の使用料見直し」についての説明をさせていただきました。多くの町民の方々にご参加いただき、ありがとうございました。

「地域づくり懇談会」は第六次会津坂下町振興計画に基づき行政の情報を効果的に発信するとともに、地域住民のニーズや課題を把握し、その対策などを共有することを目的としています。

今後も年2回を目途に開催し、住民生活に広く影響があると考えられる重要な施策などについての説明と、町民の意見などをお聞きする機会とします。懇談会での主なご質問と、その回答については次のとおりです。



<第六次会津坂下町振興計画について>

Q 町民に対する振興計画の内容周知はどのように行うのか？	A 計画書の概要版を発行し、全戸に配布します。町のHPには計画書が掲載されています。
Q 振興計画の政策推進体系図において、「まち運営のしくみ」として、行政が「地域課題に対応した各部署による地区との連携」と記載があるが、どのような仕組みをつくるのか？	A 各地区における活動や課題などについて、役場の担当部署が直接係わる仕組みを構築し、役場組織が一体となって地域の諸問題に対応していきます。
Q 各コミュニティセンターの職員配置について、どのように変更されるのか？	A NPO 法人市民活動支援組織 NIVO に委託しているコミュニティセンター事務局長・事務局員を、町が直接雇用する「地域づくりコーディネーター」として配置します。
Q 地域おこし協力隊の活用は検討しているのか？	A 関係人口・交流人口創出のための重要施策と考えていますので、令和3年度からの設置に向けて、庁内・各関係機関での検討を進めます。

<公共施設の使用料について>

Q 利用団体の登録はいつから行うのか？	A 4月1日から使用料の改定がされるため、3月中に説明会兼登録会を開催します。
Q 使用料はどこで支払うのか？	A 登録団体の代表者へ納付書を送付するなどし、役場の町金庫または出納室にて納付していただく予定です。

4月1日から各種使用料が改定されます

4月1日から下記使用料が変更となります。利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

公共施設使用料

公共施設使用にあたって生じる経費（光熱水費など）の一部負担についてご理解をお願いします。

1. **対象施設**：地区コミュニティセンター（附属体育館含む）・健康管理センター・保健福祉センター役場東分庁舎・中央公民館・小中学校体育館（中学校武道場含む。）

2. 使用料

(1) 会議室など

面積要件	1時間あたり	主な施設
100㎡未満	100円	コミセン会議室
100㎡以上 300㎡未満	150円	健康管理センター多目的ホール
300㎡以上	200円	中央公民館大研修室

※これまで条例に規定されていた公共施設などの使用料は、1時間単位とし、消費税10%を考慮した使用料としました。引き続き、目的外使用などの場合には、これらの規定により使用料を負担いただくこととなります。

(2) 体育施設など

面積要件	1時間あたり	主な施設
500㎡未満	200円	武道場・改善センター多目的ホール
1000㎡未満	200円	コミセン体育館
1000㎡以上	400円	小中学校体育館

3. 減免について

使用料は例外なくご負担いただきますが、下記の団体などの使用については減免規定を設けました。

- (1) 公的機関等が施設を使用する場合
- (2) 公的機関から委嘱または任命された者により構成された団体が公的な目的で使用する場合
- (3) 施設管理者が必要な活動を行う場合（コミセンなどの主催事業）
- (4) 18歳未満の者の過半数で構成される団体が使用する場合

※町民以外の者が過半数含まれる場合は、全額減免にはなりません。

4. 使用の手続きなどについて

- (1) 定期的に利用される団体等は、団体登録をします。
- (2) 使用しようとする団体等は、施設を使用する日の7日前までに使用申請書を提出します。
- (3) 使用料は、原則として使用前に納付します。
- (4) 施設管理者からの使用許可後、施設を使用します。

5. 使用に関するQ&A

Q 使用料を納付後、施設を使用しなかった場合、使用料は返還されないのか？	A 必要ない施設予約防止のため、基本返還はしませんが、当日の天候や使用団体の実情により弾力的に運用します。
Q 使用料は使用前にその都度納付しなければならないのか？	A 原則は使用前納付ですが、登録団体は使用後の納付、また、登録団体の希望により、最大3か月分をまとめて納付することも可能です。
Q 体育館を片面使用、30分単位で使用した場合の取扱いは？	A 体育施設などの片面使用、30分単位の使用がある場合は、規定の使用料の半額となります。ただし、会議室の片面利用はできません。
Q 負担した使用料の使い道は？	A ご負担いただく使用料は、公共施設整備基金に積み立て、施設の修繕や備品購入など、施設の利便性向上のために使われます。
Q サロンの空間も使用料がかかるのか？	A サロンは誰でも自由に利用でき、特定の者が占有できないスペースであることから、使用料の対象とはしていません。
Q グラウンドも使用料がかかるのか？	A 今回の見直しは、施設の使用にあたって発生する経費（光熱水費など）の一部をご負担いただくものであり、グラウンドは対象としていません。

会津西部斎苑火葬炉使用料

火葬炉使用料金は下記のとおり改定となります。

旧料金	新料金
28,000 円 (12 歳以上)	31,000 円 (12 歳以上)

【問い合わせ 生活課 戸籍環境班 ☎84-1500】

水道料金、下水道・農集排使用料

水道管の老朽管の更新のための事業費用の確保や、下水道と農業集落排水の料金体系の統一と健全な経営の確保のために改定を行います。さらなる経営の効率化に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 水道料金

現行 水道料金表 (税抜き)

口径 (ミリ)	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1mにつき)	
	基本水量 (m)	基本料金 (円)	従量区分	従量料金 (円)
φ13	10	1,930	1mから20mまで	175
φ20	10	3,970	φ13およびφ20については、10mから20mまで	
φ25		5,460	20mから50mまで	235
φ30		7,900	50mから100mまで	295
φ40		14,000	100mから	355
φ50		21,900	公衆浴場用 1mから150mまで	105
			150mから	150
φ75		49,100	臨時用	355

新 水道料金表 (税抜き)

口径 (ミリ)	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1mにつき)	
	基本水量 (m)	基本料金 (円)	従量区分	従量料金 (円)
φ13	10	2,179	1mから20mまで	198
φ20	10	4,482	φ13およびφ20については、10mから20mまで	
φ25		6,164	20mから50mまで	265
φ30		8,919	50mから100mまで	333
φ40		15,806	100mから	401
φ50		24,725	公衆浴場用 1mから150mまで	119
			150mから	169
φ75		55,434	臨時用	401

【新料金計算例】

◎ひと月、口径φ13で35m使用した場合	10mまで	基本料金	2,179円	消費税込金額 8,134円×1.10=8,947円 (円未満切捨て)
	11m~20m	198円×10m	1,980円	
	21m~35m	265円×15m	3,975円	
		計	8,134円	

※閉栓料金は令和2年4月から廃止となります。

2. 下水道・農集排使用料

現行 下水道料金表 (税抜き)

基本料金 (1月につき)		従量料金 (1mにつき)	
基本水量 (m)	料金 (円)	従量区分	料金 (円)
10	1,400	11mから20mまで	150
		21mから50mまで	160
		51mから100mまで	190
		101mから	230

新 下水道・農業集落排水処理施設使用料金表 (税抜き)

基本料金 (1月につき)		従量料金 (1mにつき)	
基本水量 (m)	料金 (円)	従量区分	料金 (円)
10	1,557	11mから20mまで	167
		21mから50mまで	178
		51mから100mまで	211
		101mから	256

現行 農業集落排水処理施設使用料金表 (税抜き)

基本料金 (1月につき)		人員割 (1月につき)	
1世帯当たり	3,000 円	世帯員1人当たり	500 円
地区集会所 1棟当たり			
1事業所および 1施設当たり		人員1人当たり	500 円

【新料金計算例】

◎ひと月35m使用した場合		
10mまで	基本料金	1,557円
11m~20m	167円×10m	1,670円
21m~35m	178円×15m	2,670円
	計	5,897円
	消費税込金額	5,897円×1.10 = 6,486円 (円未満切捨て)

※使用水量は水道の水量をもとに算定します。

※水道を使用していない方(井戸などのみ)は一人あたり7mとして換算します。

【問い合わせ 建設課 上下水道班 ☎84-1530】

～国民健康保険Q & A～

国民健康保険の窓口や、お電話をいただいた際によくある質問にお答えします！

【国民健康保険の加入・脱退について】

Q 会社を退社したから、国民健康保険に加入したいんだけど、どうすればいい？

A 加入していた健康保険から発行される「資格喪失証明書」（対象者、退職日、資格喪失日がわかる様式）、「印鑑」を持って来庁してください。国保税の額などは加入手続きの約1か月後にお知らせします。



Q 社会保険に入った時は、どうすればいい？

A 「会社の健康保険の保険証」、「国民健康保険の保険証」、「印鑑」を持って来庁してください。

【限度額適用認定証（限度額証）】

Q 病院を受診したら、限度額証をもらってきって言われたんだけど…

A 窓口で発行できます。ただし、国保税に未納があると発行できません。限度額適用認定証を提示すると同月内で同じ医療機関での医療費の支払いが限度額までとなります（限度額は対象者によって異なるので詳しくはお問い合わせください）。

また、限度額証の申請が間に合わず、同月内で同じ医療機関での自己負担額が限度額を超えた場合には限度額を超えた分が申請により後から支給されます。その際は「保険証」、「印鑑」、「振込先の通帳」、「領収書」を持って来庁し、高額療養費の申請をしてください。

【納付額証明書】

Q 年末調整や確定申告用に国保税をいくら納めたか知りたいんだけど…

A 窓口で納付額証明書を発行できます。ただし年金からの天引きで納入いただいている分については日本年金機構から直接送付されるのでそちらをご活用ください。また、本人確認が出来ないためお電話ではお答えできませんので、ご来庁いただくようになります。

そのほか、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください。

平成31年度（令和元年度）国保税の最後の納期は、3月2日（月）となっています。

最後の納期に限らず、納め忘れのある方は早めに納付してください。未納があると、延滞金が発生し負担が大きくなるばかりでなく、様々な給付を受けられない場合がありますので、早めの解消をお願いします。



認知症についてお話しませんか？

「おぢやのまん処」のお知らせ

国の試算では認知症高齢者の数が2025年に約700万人に達する見込みであり、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。

会津坂下町地域包括支援センターでは、どなたでも参加できる認知症カフェ「おぢやのまん処」を開催します。認知症に関する相談や介護に関する相談など、心配事や悩みを打ち明けてみませんか？

事前申込み無しでお気軽に参加いただけます。

- 日時** 毎月第2火曜日
午前10時～11時
- 場所** 保健福祉センター
- 申込** 不要
- 費用** 100円（お茶代）



認知症サポーターになりませんか？

認知症サポーター養成講座のご紹介

認知症サポーターとは

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。

「認知症サポーター養成講座」を受講した人が認知症サポーターとなります。

認知症サポーターの証明として、オレンジリングを進呈します。

認知症サポーター養成講座の内容

- ・講座は1時間～1時間半程度
- ・教材などは町が準備
- ・講座形式は講演、DVD、寸劇など
- ・受講を希望する団体は保険年金班に申込みください。

「通いの場」をつくりませんか？

住み慣れた地域で、元気に暮らせるように

「通いの場」づくりを応援します！

町では、社会福祉協議会に事業を委託し、介護予防のための「通いの場」づくりを支援しています。

近所の方と交流するために、運動やお茶飲みなどを始めたいと考えている方は、社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」にご相談ください。「通いの場」の立ち上げや運営方法の検討などをお手伝いします。

「通いの場」とは、地域の皆さんが主体となって様々な活動を行う会合のことです。軽い運動やお茶飲みなど、参加者の希望に沿った活動を行うことで、生きがいづくりや居場所づくりにもつながります。

生活支援コーディネーターとは

高齢者の健康維持を目的に、住民が協力して介護予防に取り組めるよう、地域の支え合い活動を応援する役割を担っています。

通いの場に関するご相談やお問い合わせは社会福祉協議会へご連絡ください。

☎ 会津坂下町社会福祉協議会 ☎ 83-1368

【問い合わせ 生活課 保険年金班 ☎ 84-1513】

令和2年 農作業標準賃金協定額

農業委員会は、町内各農業関係団体と協議の上、下記のとおり標準協定額を定めましたので、お知らせします。

(税込み)

作業種類	単位	標準協定額	備考	
田 耕 起	10 a	※ 4,400 円		
畑 耕 起	10 a	4,840 円	休耕状態の農地の場合は両者協議。	
水田転作田耕起	10 a	※ 6,600 円	1回耕起の場合は4,400円。	
代かき(植代迄)	10 a	※ 6,600 円		
くろつけ	10 m	550 円		
育 苗	1 箱	完成苗 660 円		
		発芽苗 440 円		
直播(点播・条播)	10 a	4,400 円	種もみ代(コーティング含む)は委託者もち。	
苗 運 搬	10 箱	550 円		
機 械 田 植	10 a	※ 5,500 円	側条施肥は1,100円増し。薬剤散布については両者協議(参考価格550円)。	
一 般 農 作 業	1 時間	850 円	不課税。	
農 薬・肥 料 散 布	10 a	※ 1,100 円	肥料単品につき(農薬資材は委託者持ち)。	
畦 畔 草 刈 り	1 時間	1,570 円	草の処分は委託者が行う。 トラクターによる草刈りは両者協議とする。	
コ ン バ イ ン (刈 取)	10 a	※ 18,700 円	倒伏田・特殊田は両者協議のこと。	
粃 運 搬	10 a	2,200 円		
粃 乾 燥 調 製	製品(玄米) 1俵当り (60kg)	1,450 円	粃殻処理などを含む。 石抜・色彩選別のみの場合は両者協議とする。 (基準として1袋(30kg) 385円)	
そ ば	刈 取	10 a	6,600 円	
	乾 燥・調 製	製品10kg 当たり	660 円	製品1袋当たり
	運 搬	10kg	110 円	地区外に運搬した場合。
麦 刈 取	10 a	11,000 円	乾燥・調製・運搬についてはそばに準ずる。	
大 豆 刈 取	10 a	11,000 円		
ヘイベラー(わら梱包)	1 個	275 円	ひも代とヘイメーカー代含む。	
ロールベラー	1 個	275 円	ひも代含む。わら製品価格1個360円。	
精 米	30kg 当たり	523 円		

- ★ ※印の作業において、10a以下の圃場については、10%増しとする。
- ★ コンバインによる倒伏田の料金については、倒伏率分を増額するものとする。
(例：倒伏率10%=10%増し・倒伏率30%=30%増し・倒伏率100%=100%増し)
- ★ 圃場条件や労働能力に差異があつて、標準料金によりがたい場合は、当事者間でその都度、調整してください。
- ★ 調整水田の田植・刈取作業については、作付け面積の料金とする。

会津坂下町農業委員・農地利用最適化推進委員の募集

町では、現在の農業委員・農地利用最適化推進委員が本年7月に任期満了を迎えるにあたり、会津坂下町農業委員会の委員等の定数に関する条例等に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員を下記のとおり募集します。

<p>1. 農業委員について</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>① 農地の権利移動や転用等案件に関すること (現地調査・確認と、定例会での審議) ※定例会は毎月1回中旬頃に開催します。</p> <p>② 農地等の利用の最適化の推進に関すること</p> <p>ア 担い手農家への農地利用の集積 イ 耕作放棄地の発生防止と解消 ウ 新規参入の促進</p> <p>(2) 定数 10名 なお、定数の過半数は「認定農業者」が占めることとなります。</p>	<p>1. 農地利用最適化推進委員について</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>① 担い手農家への農地利用の集積 (戸別訪問による農地の貸し手・借り手のとりまとめ)</p> <p>② 耕作放棄地の発生防止と解消に向けた農地パトロール</p> <p>③ 新規参入の促進 など、農業委員と連携して農地利用の最適化を推進する現場活動を行います。</p> <p>(2) 定数 7名</p>
<p>(3) 任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日(3年間) (※農地利用最適化推進委員については、農業委員会から委嘱された日から令和5年7月19日)</p> <p>(4) 報酬 年額188,000円</p> <p>(5) 身分 特別職非常勤職員</p>	
<p>2. 募集方法</p> <p>① 農業者など(3名連名)、または法人・団体による推薦</p> <p>② 個人による一般応募</p>	<p>3. 推薦・応募資格</p> <p>農業委員と連携し、地域における農地の確保と利用調整のための現場活動に熱意と識見を有する者</p>
<p>3. 推薦・応募資格</p> <p>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者(農業者でなくても可)</p>	<p>3. 推薦・応募資格</p> <p>農業委員と連携し、地域における農地の確保と利用調整のための現場活動に熱意と識見を有する者</p>
<p>4. 募集期間および提出方法</p> <p>① 推薦・募集案内および応募用紙は、農業委員会事務局に備え付けています。 ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>② 募集期間は、3月4日(水)～31日(火)の午後5時15分まで。</p> <p>③ 応募用紙は、募集期間内に農業委員会事務局まで直接持参いただくか(土・日・祝日を除く)、郵送・電子メール・ファックスにて3月31日必着で提出してください。</p> <p>④ 農業委員と農地利用最適化推進委員双方に応募できますが、両委員を兼ねることはできません。</p>	
<p>5. 公表</p> <p>ホームページにて募集期間中と募集終了後に応募状況を公表します。</p>	
<p>6. 評価方法と決定</p> <p>提出していただいた書類をもとに評価委員会を開催して審査し、農業委員については議会で、農地利用最適化推進委員については、農業委員会で決定されることとなります。</p>	